

# 後期高齢者医療制度の被保険者の皆さまへ！ 保険証が変わります

平成26年8月1日から  
新しい保険証で受診してください。

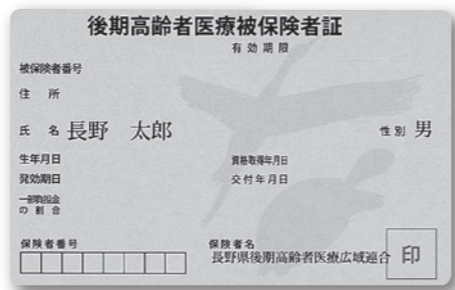
現在お使いの後期高齢者医療制度の保険証の有効期限は7月末日です。新保険証は7月下旬までに町役場から送付しますので、8月からはお送りしました新しい保険証で受診してください。(保険証の色が橙色になります)

## 保険料が変わります (全県一律)

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直されます。医療費の増加が見込まれることから、平成26・27年度の保険料は右のように改定されます。医療制度の安定的な運営にご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係  
電話27-1111 (内線138)  
長野県後期高齢者医療広域連合  
電話026-229-5320

旧(桃色) → 新(橙色)



	(改定前)	(改定後)
○均等割額	38,239円	40,347円
○所得割額	7.29%	8.1%
○年間保険料の限度額が変わりました	55万円	→57万円

## 福祉医療受給者証の更新について

有効期限が平成26年7月31日までの方は、7月中に新しい受給者証をお送りしました。なお、保険証や振込口座が変更になった方はお知らせください。

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 電話27-1111 (内線138)

## 下諏訪町在宅介護支援センター 介護者教室のお知らせ

お家での介護で、お困りの事はありませんか？今年も8月23日から10回にわたり病院スタッフが中心となり、介護者の方の負担を減らす介護術を楽しく学べる教室を開催しています。現在、自宅で介護をされている方、これから介護を行う予定のある方などお気軽にご参加ください。参加費は無料です。

### 平成26年度 介護者教室 講義内容

実施日	講義内容	講師	会場
8月23日	知っているだけで違う!腰を痛めない体の使い方~介護者の腰を守ろう!	理学療法士	諏訪共立病院 デイケア室
8月30日	食べられる喜びをいつまでも... ~口から食べ続けるためのケアと最新の介護食 試食会	言語聴覚士ほか	
9月6日	今から実践!!秋の乾燥肌かゆみ対策~早めの対策で気持ちよく過ごそう	訪問看護師	下諏訪総合文化センター
9月20日	高齢者と車の運転~高齢者の事故の特徴と免許返納を考えるタイミング	諏訪警察署ほか	
9月27日	お粥だけでいいの?~体調不良の時に食べやすい食事のレシピ	調理師	諏訪共立病院 デイケア室
10月4日	知れば納得・高齢者の心と体の変化 ~介護者が傷つけないために変化を受け止めて介護をしよう	訪問診療科 看護師	
10月18日	認知症とうまく付き合う ~介護の現場から学ぶ在宅での認知症へのケアの実践	認知症ケア 専門士	ケアセンター赤砂 デイケア室
10月25日	この先どうなる?介護保険制度 ~来年の法改正に向けて国の方針を学ぼう	介護支援 専門員	諏訪共立病院 デイケア室
11月8日	冬なのに脱水!?~意外と知らない冬にも起こる脱水の予防法と対処法	管理栄養士ほか	下諏訪総合文化センター
11月15日	どんな最期を迎えたいですか? ~終末期医療の入り口・家族と考えるエンディングノート	訪問診療医師	

●時間 午後1時30分~午後3時 / ●定員 各講座15人程度  
■お申込み・問い合わせ 下諏訪町在宅介護支援センター (諏訪共立病院内)  
電話27-1195 [担当: 齊藤・北澤]

## 国保年金係から お知らせ

# 福祉医療費給付金について

福祉医療費給付金制度とは医療費(保険診療)のうち自己負担した費用の一部を下諏訪町が負担し給付する制度です。この制度の資格要件に該当する方には、申請により福祉医療受給資格者証が交付されます。福祉医療を受けられる方の資格要件は次のとおりです。

- 乳幼児等  
出生から15歳までの子ども(有効期限は中学3年生修了時の3月31日までです。証の更新はありません。)  
※対象となる子どもがいる世帯には、出生や転入などの際に案内しています。
- 母子・父子家庭等  
母子・父子家庭で18歳未満の子どもを扶養している親とその子ども及び父母のいない18歳未満の子ども(対象となる子どもの18歳の誕生月末までが受給資格となりますが高校在学中に限り在学証明等の提出により年度末まで資格が得られます。)  
※婚姻・事実上の婚姻状態・子どもを監護しなくなったなど、要件に該当しなくなった場合は届出と共に受給者証を返却していただきます。
- 障害者(児)  
①特別児童扶養手当1級・2級の受給該当者 ②療育手帳A1・A2・B1の該当者  
③身体障害者手帳1級~3級 ④65歳以上で国民年金法施行令別表1の該当者  
⑤65歳未満で障害年金1級9号・10号・11号の受給該当者  
⑥精神障害者保健福祉手帳1級・2級の該当者(通院のみ対象)  
※有期認定の方は受給者証有効期限内に資格の変更・喪失の可能性もあります。
- 寡婦  
配偶者がなく、子どものいない50歳以上65歳未満の女性で、独りで生活を維持し、非課税である方。

### 受給者証の使い方は

- ・長野県内の医療機関へかかった場合  
医療機関の窓口で受給者証を提示すれば医療機関がご本人に代わって下諏訪町へ支給申請します。
- ・長野県外の医療機関へかかった場合  
医療機関発行の領収書と印鑑をご持参のうえ、町庁舎1階国保年金係にて福祉医療費支給申請をしてください。

### 給付金について

- 次の①から②と③を差し引いた額が福祉医療費として給付されます。
- ①病院・薬局などで支払った医療費のうち保険適用分の額 ※精神福祉手帳1級・2級の方は外来のみ
  - ②加入している健康保険証の制度から給付される高額医療費・附加給付などの額  
※健康保険によって異なりますので、加入している保険証の担当へお問い合わせください。
  - ③自己負担金として、ひとつの医療機関で、1ヶ月ごと500円。  
●健康診断・予防注射・入院時の室料など保険適用外の費用は対象にはなりません。  
●日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用された場合は給付の対象にはなりません。  
●医療費を分納している場合、基本的には完納確認後の給付になります。  
●特定疾患・特定疾病・高額介護合算療養費など、別の制度から給付を受けた場合は、福祉医療費の給付は受けられませんので返納していただきます。

### 給付金の支給日は

- 窓口で受給者証を提示した場合は、診療月(支払日)から2ヶ月後の末日にご指定口座へお振り込みします。
- 福祉医療費を請求できる期間は支払った月から1年間です。
  - 月々の給付額明細書等の発行は行えませんので、領収書・通帳などで管理確認をお願いします。

### 受給者証の更新について

乳幼児以外の資格が継続される方には、毎年7月下旬までに受給者証を自動更新し郵送します。

### 変更届について

- 次の場合には届出をお願いします。(届出がない場合は給付が遅れる場合があります。)
- ◎健康保険証が変わった場合: 持ち物=福祉医療受給者証・新しい健康保険証と認め印
  - ◎受取口座を変更したい場合: 持ち物=福祉医療受給者証・通帳と認め印
  - ◎証を紛失・汚損した場合: 持ち物=健康保険証と認め印
  - ◎転出した場合や他市町村へ転出される場合は、別途お手続きが必要です。

### 医療費の貸付について

福祉医療対象者の方で医療費の支払いが困難な方に対し、生活の安定と自立を支援するため、医療費支払いの資金を貸付要綱に基づきお貸しします。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 電話27-1111 (内線138)